

流山市農業委員会
令和6年第1回
総会議事録

令和6年1月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第1回総会議事録

- 1 期 日 令和6年1月11日(木)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 5番 鈴木 亨
6番 金子 孝博
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 4番 金子 文雄
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 金子 孝博
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 小菅 康男
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 3番 池田 操代
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 森田 元彦
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃
事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 11 会議目次
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 3
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について…………… 8
 - 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 11
 - 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 12
 - 報告第1号 令和5年賃借料水準について…………… 14
 - 報告第2号 専決処理の報告について…………… 15

▲開会 午後3時2分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、3番 池田委員から欠席の旨届出がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

5番 鈴木委員、6番 金子孝博委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」から、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」の5議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「令和5年賃借料水準について」から報告第2号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく御願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年1月11日提出

今月の申請は2件です。

議案の1番と2番の権利者が同一のため、一括して御説明いたします。

権利者は流山市平方の方で、職業は農業です。

申請地は、西深井の田2筆 合計面積は1,533平方メートルです。

申請事由は、経営規模拡大のため、売買にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、1ページにごございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件です。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

1番と2番の権利者が同一のため一括して報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約2.2キロメートルに位置している田2筆で、面積は合わせて、1,533平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で375万円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり、草刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1ヘクタールです。

農業従事者は2名で、農業従事日数は200日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること。

また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○**水代会長** はい、ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆**第6番(金子孝博委員)** 経営規模拡大ということで、この人は、過去に今まで買った

農地を人に貸して自分で耕作していない。
それなのに経営拡大とはいかがなものか。それでも許可しなければならないのか。
今まで買った田んぼは全部違う人が耕作しています。
それでも許可を出すのか。
この田んぼに私も入りましたが、深く、かなりゆるいため普通に耕作できないよう
なところですよ。

◎**染谷次長** 小委員会のヒアリングのなかでも、農機具の所有状況とか耕作地の状況
などを聞きました。

本人から稲刈機、コンバインも処分したことを確認し、田んぼの機械はお持ちでは
ないとわかったところです。

農地法第3条許可に関しては、農業者が所有権を取得するには、農家が農業を行
う目的で取得する場合に限るとされております。

ここで農業を行うというのは、農業経営を行うということですので、農機具がない
ため、作業の一部を委託するとか、パートタイムの労働者を雇うとか、本人の農業経
営のなかで意思や指示を出しながら行っていく。

本人の意思や指示で委託に出していれば、農業を行う目的から逸脱しているとは
言えないとなっております。

ヒアリングでは、高額な農機具を買ってまで、田植え等はできない。

そういったものは委託するという話でした。

耕作の一部を行わないから許可をしないというのは適正ではない。

農林水産省の基準からも不許可にはできないとされています。

農業者の農業経営については、個々の事情を判断し許可をすることとなっております。

○**水代会長** ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第1号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転
用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の2ページを御覧ください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年1月11日提出

今月の申請は3件です。

はじめに、議案1番の権利者は、流山市東深井に所在する法人です。

申請地は、美原二丁目の畑2筆 転用面積は合わせて、1,158平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は資材置場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市青田に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑1筆 転用面積は1,283平方メートルです。

権利の種類は、所有権の移転で転用目的は資材置場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので併せて御参照ください。

最後に、議案3番の権利者は、流山市おおたかの森西四丁目に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑3筆 転用面積は合計3,444平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的はテニスコートと利用者駐車場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の7ページと8ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案についても、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約700メートルに位置し、周囲は市街化区域に近接した小規模な畑と住宅や資材置場が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が、第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、売買による所有権移転で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市東深井に本店を置く有限会社で、平成14年に設立されています。

事業内容は、一般貨物自動車運送業で今年度の売上見込みは約1億6千万円とのことです。

申請理由については、既存の資材置場では、前面道路に大型車の交通規制がかけられており、遠方から大型車両で運ばれてくる資材の受入れが制限されています。

そこで、大型車の規制もなく、事務所や高速道路からのアクセスのよい場所を求めていたところ、地権者の協力が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全面をアスファルト舗装し、資材置場とする計画です。

土砂等の流出対策については、周囲に高さ2メートルの鋼板を設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透柵を設置し、敷地内浸透とする計画です。汚水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は宅地、東側は道路、南側は駐車場と宅地、西側は駐車場となっております。

次に、資金計画ですが、土地価格は6,000万円、建設費、整備費が約3,400万円の合計9,400万円です。

自己資金と借入金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書と融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

次に2番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北東約1.3キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接した、小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が、第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、売買による所有権移転で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市青田に本店を置く株式会社で、昭和50年に設立されています。

事業内容は、主に管工事業で、今年度の売上見込みは約3億円とのことです。

申請理由については、今後の事業拡大に伴い、流山市内を中心とした水道工事を行っていることから、流山市内で事務所から近い場所を探していたところ、地権者の協力が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全面をアスファルト舗装し、資材置場とする計画です。

土砂等の流出対策については、周囲に高さ2メートルから3メートルの鋼板を設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は側溝と浸透柵を設置し、敷地内浸透とする計

画です。

汚水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりです。

申請地周辺につきましては、北側は畑、東側は道路、南側は畑と宅地、西側は宅地となっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は3,880万円で、建設費、整備費が約1,300万円の合計5,200万円です。

全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、1番と2番については、ヒアリングの際に、建物は建築しないとのことを確認しております。

最後に3番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北東約1.2キロメートルに位置し、周囲は市街化区域に近接した小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が、第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地』として第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、賃借権の設定で、転用目的はテニスコートと駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市おおたかの森西四丁目に本店を置く株式会社で、昭和51年に設立されています。

事業内容は、主にテニス練習場の経営で、今年度の売上見込みは約2,500万円とのこと。

申請理由については、既存のテニスコート周辺が住宅や交通量の増加に伴い、ボールを打つ音やボールが前面道路に出てしまうことについて配慮し、移転することとなりました。

そこで、現在と同規模のテニスコートを整備でき、周辺環境の良い場所を求めていたところ、地権者の協力が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

人工芝4面のテニスコート、アスファルト舗装で27台分の駐車場と、トレーラーハウス2台を設置する計画です。

土砂等の流出対策については、周囲に2段のコンクリートブロックを設置する計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透柵を設置し敷地内浸透とする計画です。汚水は、浄化槽にて処理し、側溝に放流するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりです。

申請地周辺につきましては、北側は宅地、東側は畑、南側と西側は道路となって

います。

次に、資金計画ですが、土地の賃料は年間約510万円で、工事費等が約8,400万円の合計8,900万円です。

全額、代表取締役の自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」また、必要とする具体的な根拠や、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆11番(山崎委員) 3番の案件ですが、防球ネットの高さはどのくらいの高さですか。

◎事務局(染谷次長) 防球ネットは7メートル、フェンスは北側の方が7メートル。

駐車を挟むところは、5メートル。

道路から近いところは7メートルとなっています。

◆10番(岡田委員) 敷地内に防火水槽がありました。防火水槽を別の場所に移転する話しはありますか。

◎事務局(染谷次長) この防火水槽は、先代の方が自分で作ったらしいとのこと。

市ではこの防火水槽は認知していなく、移転することはないです。

◆10番(岡田委員) 近隣の柏市立小学校の通学路関係はどうですか。

◎事務局(染谷次長) 柏市の西原小学校の通学路になっているということで、学校には、事業について説明してくださいと話しております。

◆10番(岡田委員) 今月は、駒木台地区での農地転用議案が続きました。

許可条件がそろえば許可されるのですか。

虫食い状態になって環境上好ましくないし、条件が合えば許可するのはどうかと思います。

◎事務局(染谷次長) 御意見として伺いますが、農業委員会は農地を守るスタンスで、違反転用や耕作の問題を解決する団体ですので、調整区域の農地は本来、転用してはいけないが、基準と合ってくれば許可を出さざるを得ないとなっているところ。

法に基準があるので、御理解いただきたいと思います。

○水代会長 正式な申請があつて基準をクリアしていれば仕方がない。

転用を申請する人各々の都合があるので、許可条件をクリアしていれば許可せざるを得ないと理解していただき、相談のあったときには相談に載ってもらいたいと思います。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第2号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年1月11日提出

今月の申請は、更新が5件です。

はじめに、議案の1番の権利者は、野田市山崎にお住まいの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井の現況畑1筆、面積は985平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は、使用貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の畑1筆で、面積は760平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は貸貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、4ページの議案3番の権利者は、流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆で、面積は1,914平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により6年間で、権利の種類は貸貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページの3番にございますので、併せて御

参照ください。

次に、議案4番の権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、平方の田2筆で合計面積1,688平方メートルです。

利用権の設定期間は、相手を変更しての更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページの4番にございますので併せて御参照ください。

次に、5ページの議案5番の権利者は流山市中にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、野々下2丁目の現況畑1筆 面積2,052平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、12ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が5件です。

このうち、3番については、私に関する案件のため、のちほど金子副委員長より御報告いたします。

始めに、1番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、兼農で年齢は71歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり草刈り済みの状態でした。

次に、2番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は46歳です。

農業従事者は5名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、4番ですが、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、兼農で年齢は60歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

最後に5番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は69歳です。

農業従事者は、4名で農業従事日数は250日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および

農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、1番と2番、4番と5番につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

それでは、本案の1番と2番、4番と5番に対する質疑に入ります
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番と2番、4番と5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の1番と2番、4番と5番について、承認することに決定いたしました。

○水代会長 続いて、本案の3番について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子副委員長。

○金子文雄副委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の3番について、御報告いたします。

3番ですが、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は62歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、3番につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番については、鈴木委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時44分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の3番については、承認することに決定いたしました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時45分 鈴木委員入室)

○水代会長 次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第4号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和6年1月11日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市駒木台にお住まいの方です。

申請地は、駒木台の登記地目 畑1筆 面積129平方メートルで、変更後の地目につきましては宅地です。

議案案内図は、13ページと14ページにございますので、併せて御参照ください。

2番の申請者は、野田市上花輪にお住まいの方です。

申請地は、前ヶ崎の登記地目 畑1筆 面積96平方メートルで、変更後の地目につきましては、山林です。

本件につきましては、令和5年度の利用状況調査で非農地判定とされた土地で、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、15ページと16ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ

いて」御報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の北東約1.2キロメートルに位置している土地です。

申請者が令和3年に相続で取得した土地で、昭和44年頃から配置図のように、宅地として利用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地として利用している状況となっていることを確認いたしました。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.8キロメートルに位置している土地です。

申請者が平成18年に相続で取得した土地で、令和5年度の利用状況調査で、農地に復元できない土地として非農地判定された場所です。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり農地に復元できない土地であることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は農地以外の目的で利用されていることが確認できるため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の8ページをお開きください。

議案第5号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和6年1月11日提出

今月の願出は1件です

申請者は、流山市おおたかの森東四丁目にお住いの方です。

申請地は、おおたかの森東四丁目の現況畑1筆です。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫で、その方の死亡を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、17ページにございますので、併せて御参照ください。説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○**鈴木委員長** 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線流山おおたかの森駅の東約700メートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫です。

従事日数は、農業が可能な頃は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の8月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは、所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が、農業経営の中心として従事しており、その方が亡くなったことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○**水代会長** ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第1号「令和5年賃借料水準について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第1号

令和5年賃借料水準について

令和5年の田(水稻)および畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を次のとおり報告する。

令和6年1月11日報告

農地の賃借料につきましては、農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをを行っている賃借料は、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、併せて農家の皆さまに、賃借料水準として、情報提供をすることとなっております。

今回、集計がまとまりました令和5年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、令和5年1月から令和5年12月までの1年間のデータで、田が77件、畑が42件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや毎年2月に配布しています「農業委員会からのお知らせ」に掲載することで、公表する予定です。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合、目安として参考に、御覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ異なりますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通しまして、お互いが了解のもと、適正な金額を決めていただくよう、お願いしております。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方から御相談がありました場合には、あくまで一つの目安としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

御説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。
報告第2号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月11日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、2件 6筆 合計面積1,453平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、8件 11筆 面積2,824平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、9件 72筆 合計面積44,977.99平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が6件とその他の建物施設用地の2件で計8件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が5件、マンションの区分所有が2件、工鉦業用地が1件、その他の建物施設用地の1件で計9件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時41分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年1月11日

流山市農業委員会会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

鈴木亨

流山市農業委員会委員

金子孝博